

第 9 6 号議案

足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 6 2 年足立区条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、既存の施設の建築については、この限りでない。

第 3 条第 1 項第 3 号中「第 2 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号」を「第 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号」に改め、同項第 4 号口中「第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで」を「第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで」に改め、同号に次のように加える。

ハ ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（口に該当する営業を営むものを除く。）

ニ ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物

第 3 条第 2 項各号を次のように改める。

（ 1 ） 別表第 3 第 1 項に定める適用区域 次に掲げる用途に供する建築物

イ 風営法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に規定す

る風俗営業を営む建築物

ロ ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（イに該当する営業を営むものを除く。）

ハ ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物

（２） 別表第３第２項に定める適用区域 次に掲げる用途に供する建築物（ただし、既存の施設の建築については、この限りでない。）

イ 風営法第２条第１項第１号から第３号まで及び第５号に規定する風俗営業を営む建築物

ロ ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（イに該当する営業を営むものを除く。）

ハ ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物

第３条第３項中「第２条第１項第８号」を「第２条第１項第５号」に改め、同条第４項第１号を次のように改める。

（１） 別表第５第１項に定める適用区域 次に掲げる用途に供する建築物

イ 風営法第２条第１項各号に規定する風俗営業を営む建築物及び同条第６項第１号から第５号までに規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物

ロ ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（イに該当する営業を営むもの

を除く。)

ハ ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）
を営む建築物

第3条第4項第2号イ中「第2条第1項第1号から第6号まで」を「第2条第1項第1号から第3号まで」に改め、同号中口を二とし、以下の次に次のように加える。

ロ ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（イに該当する営業を営むものを除く。）

ハ ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）
を営む建築物

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。